

第
4556
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月27日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

外国上場株の評価損を計上する場合の判定

Q：外国の上場株の評価損を計上する場合のいわゆる50%要件は、外貨ベースで判定するのですか、それとも円に換算して判定するのですか？

A：外貨ベースで判定します。

【解説】

法人税では、資産の評価損を損金に算入することを原則として認めていませんが、上場株式の評価損については、①期末の時価が著しく低下した（帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り）場合で、かつ、②近い将来にその価額の回復が見込まれない場合に限り、評価損を計上することが認められています。

ところで、この場合の期末の外国上場株式の時価が、帳簿価額の50%相当額を下回っているかどうかを判定する場合に外貨ベースで判定するのか、それとも円換算した後の金額で判定するのか迷われるかも知れませんが、これについては、判定は外貨ベースで行い、評価損の計上については円に換算した金額で計上することとなっていますので、たとえば、円換算後の金額が50%より低下していたとしても、外貨ベースで50%要件を満たしていなければ、評価損を計上することは認められていませんので、注意が必要です。

なお、この取り扱い、会計上も同じ取り扱いになっています。

